

付 議 第 3 号

令和5年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案

令和5年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針を別紙のとおりとすることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(2)教職員の人事に関する基本方針を決定すること。

高知県教育委員会

高知県教育振興基本計画の基本理念のもと、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成するためには、学校の目標の実現や課題の解決に向けて、「チーム学校」の取組を更にレベルアップしていくとともに、教職員一人一人の適性や能力を生かすことができる適材適所の配置を行い、全県的に教育水準を高めていく必要がある。

令和5年4月1日付け人事異動については、こうした観点から行うこととし、下記のとおり人事異動方針を策定する。

記

- 1 人事異動は、高知県教育振興基本計画に基づき、学力や体力の向上、生徒指導上の諸課題の解決、厳しい環境にある子どもたちへの支援など、本県における現下の教育課題に的確に対応し、成果を上げることを第一義とし、本人の希望はその範囲内で考慮する。
- 2 学校の実情や教職員の勤務の実態を基に、適正な教職員構成に努める。
また、小学校、中学校及び義務教育学校の人事異動においては、各種の拠点校等を活用した人材育成にも配慮する。
- 3 I C Tを活用した教育の実践及び特色ある学校づくりや地域との連携・協働、学校における働き方改革の推進、キャリア教育等の教育施策を継続的に推進するため、教職員の適性や能力を生かすことができる教職員の配置に努める。
- 4 校長、副校长、教頭及び事務長については、教育課題の解決に向け、リーダーシップを発揮し成果を上げることができる人材を以下の観点から選考したうえで、適正な配置に努める。
 - (1) 教育に対する強い使命感と情熱を有すること。
 - (2) 先見性と幅広い視野、高い識見をもち、新たな課題や変革に挑む積極性と行動力を有すること。
 - (3) 学校経営に対する確かなビジョンをもち、健全な組織として機能する学校にするための組織マネジメント力を有すること。
 - (4) 管理職としての自覚をもち、服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力を有すること。
 - (5) 教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう、働き方改革に積極的に取り組む姿勢を有すること。
 - (6) 子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生み育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有すること。
 - (7) 地域との連携・協働に積極的に取り組む意欲を有すること。
 - (8) 教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成するとともに、風通しの良い職場をつくることができる能力を有すること。
 - (9) 災害発生時や緊急時の組織的対応等、危機管理能力を有すること。
- 5 主幹教諭、指導教諭については、人材育成機能の強化を図る観点からも、政策的に課題の解決が求められる学校への配置に努める。
特に、主幹教諭については、チーム学校の構築による授業改善、学校マネジメント機能の強化による業務の効率化、人材育成等を推進するため、効果的な配置に努める。
- 6 大量採用することとなる新規採用教員については、人材育成を念頭におき、地域性や教員構成等を勘案して配置を行う。
- 7 事務職員については、組織的で効率的な事務体制の強化を目指した配置を行うとともに、校種間の人事交流及び県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を積極的に進めるなど、計画的な人材育成に努める。
- 8 再任用職員については、短時間勤務にもできる限り対応するなど、積極的な任用につなげるとともに、経験や能力に応じて、適正かつ効果的な配置に努める。
- 9 組織の活性化や人材育成促進の観点から、同一校でおおむね5年以上勤務している教職員は、異動を検討する対象とする。同一校で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。
- 10 市町村（学校組合）立学校の県費負担教職員にあっては、市町村（学校組合）教育委員会の理解と協力を得て、広域的に適材を適所に配置するよう努める。
市町村の意向を踏まえた柔軟な教職員定数の活用に留意しつつ、同一市町村内で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。
- 11 全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図るため、教職員のキャリア形成を勘案しながら、大学院及び県外の学校への派遣、広域人事異動、校種間の人事交流、県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を進める。
特に、小学校における教科担任制の実施に伴い、小中学校の連携を促進するとともに、中学校教諭を小学校に配置するなど、校種間交流を進める。
割愛となる人事交流の場合には、書面によって勤務条件等を示しながら、本人の意思確認を行う。

高知県公立学校教職員人事異動方針 新旧対照表

参考資料

新	旧
<p>令和5年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針 高 知 県 教 育 委 員 会</p> <p>高知県教育振興基本計画の基本理念のもと、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成するためには、学校の目標の実現や課題の解決に向けて、「チーム学校」の取組を更にレベルアップしていくとともに、教職員一人一人の適性や能力を生かすことができる適材適所の配置を行い、全県的に教育水準を高めていく必要がある。</p> <p>令和5年4月1日付け人事異動については、こうした観点から行うこととし、下記のとおり人事異動方針を策定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 人事異動は、高知県教育振興基本計画に基づき、学力や体力の向上、生徒指導上の諸課題の解決、厳しい環境にある子どもたちへの支援など、本県における現下の教育課題に的確に対応し、成果を上げることを第一義とし、本人の希望はその範囲内で考慮する。</p> <p>2 学校の実情や教職員の勤務の実態を基に、適正な教職員構成に努める。 また、小学校、中学校及び義務教育学校の人事異動においては、各種の拠点校等を活用した人材育成にも配慮する。</p> <p>3 I C Tを活用した教育の実践及び特色ある学校づくりや地域との連携・協働、キャリア教育等の教育施策を継続的に推進するため、教職員の適性や能力を生かすことができる教職員の配置に努める。</p> <p>4 校長、副校長、教頭及び事務長については、教育課題の解決に向け、リーダーシップを發揮し成果を上げができる人材を以下の観点から選考したうえで、適正な配置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育に対する強い使命感と情熱を有すること。 (2) 先見性と幅広い視野、高い識見をもち、新たな課題や変革に挑む積極性と行動力を有すること。 (3) 学校経営に対する確かなビジョンをもち、健全な組織として機能する学校にするための組織マネジメント力を有すること。 (4) 管理職としての自覚をもち、服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力を有すること。 (5) 教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう、働き方改革に積極的に取り組む姿勢を有すること。 (6) 子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生み育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有すること。 (7) 地域との連携・協働に積極的に取り組む意欲を有すること。 (8) 教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成するとともに、風通しの良い職場をつくることができる能力を有すること。 (9) 災害発生時や緊急時の組織的対応等、危機管理能力を有すること。 <p>5 主幹教諭、指導教諭については、人材育成機能の強化を図る観点からも、政策的に課題の解決が求められる学校への配置に努める。 特に、主幹教諭については、チーム学校の構築による授業改善、学校マネジメント機能の強化による業務の効率化、人材育成等を推進するため、効果的な配置に努める。</p> <p>6 大量採用することとなる新規採用教員については、人材育成を念頭におき、地域性や教員構成等を勘案して配置を行う。</p> <p>7 事務職員については、組織的で効率的な事務体制の強化を目指した配置を行うとともに、校種間の人事交流及び県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を積極的に進めるなど、計画的な人材育成に努める。</p> <p>8 再任用職員については、短時間勤務にもできる限り対応するなど、積極的な任用につなげるとともに、経験や能力に応じて、適正かつ効果的な配置に努める。</p> <p>9 組織の活性化や人材育成促進の観点から、同一校でおおむね5年以上勤務している教職員は、異動を検討する対象とする。同一校で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。</p> <p>10 市町村（学校組合）立学校の県費負担教職員にあっては、市町村（学校組合）教育委員会の理解と協力を得て、広域的に適材を適所に配置するよう努める。 市町村の意向を踏まえた柔軟な教職員定数の活用に留意しつつ、同一市町村内で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。</p> <p>11 全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図るために、教職員のキャリア形成を勘案しながら、大学院及び県外の学校への派遣、広域人事異動、校種間の人事交流、県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を進める。 特に、小学校における教科担任制の実施に伴い、小中学校の連携を促進するとともに、中学校教諭を小学校に配置するなど、校種間交流を進める。 割愛となる人事交流の場合には、書面によって勤務条件等を示しながら、本人の意思確認を行う。</p>	<p>令和4年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針 高 知 県 教 育 委 員 会</p> <p>高知県教育振興基本計画の基本理念のもと、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成するためには、学校の目標の実現や課題の解決に向けて、「チーム学校」の取組を更にレベルアップしていくとともに、教職員一人一人の適性や能力を生かすことができる適材適所の配置を行い、全県的に教育水準を高めていく必要がある。</p> <p>令和4年4月1日付け人事異動については、こうした観点から行うこととし、下記のとおり人事異動方針を策定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 人事異動は、高知県教育振興基本計画に基づき、学力や体力の向上、生徒指導上の諸課題の解決、厳しい環境にある子どもたちへの支援など、本県における現下の教育課題に的確に対応し、成果を上げることを第一義とし、本人の希望はその範囲内で考慮する。</p> <p>2 学校の実情や教職員の勤務の実態を基に、適正な教職員構成に努める。 また、小学校、中学校及び義務教育学校の人事異動においては、各種の拠点校等を活用した人材育成にも配慮する。</p> <p>3 I C Tを活用した教育の実践及び特色ある学校づくりや地域との連携・協働、キャリア教育等の教育施策を継続的に推進するため、教職員の適性や能力を生かすことができる教職員の配置に努める。</p> <p>4 校長、副校長、教頭及び事務長については、教育課題の解決に向け、リーダーシップを發揮し成果を上げができる人材を以下の観点から選考したうえで、適正な配置に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育に対する強い使命感と情熱を有すること。 (2) 先見性と幅広い視野、高い識見をもち、新たな課題や変革に挑む積極性と行動力を有すること。 (3) 学校経営に対する確かなビジョンをもち、健全な組織として機能する学校にするための組織マネジメント力を有すること。 (4) 管理職としての自覚をもち、服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力を有すること。 (5) 教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるよう、働き方改革に積極的に取り組む姿勢を有すること。 (6) 子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、子育て世代の教職員が安心して子どもを生み育てられる職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有すること。 (7) 地域との連携・協働に積極的に取り組む意欲を有すること。 (8) 教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成するとともに、風通しの良い職場をつくることができる能力を有すること。 (9) 災害発生時や緊急時の組織的対応等、危機管理能力を有すること。 <p>5 主幹教諭、指導教諭については、人材育成機能の強化を図る観点からも、政策的に課題の解決が求められる学校への配置に努める。 特に、主幹教諭については、チーム学校の構築による授業改善、学校マネジメント機能の強化による業務の効率化、人材育成等を推進するため、効果的な配置に努める。</p> <p>6 大量採用することとなる新規採用教員については、人材育成を念頭におき、地域性や教員構成等を勘案して配置を行う。</p> <p>7 事務職員については、組織的で効率的な事務体制の強化を目指した配置を行うとともに、校種間の人事交流及び県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を積極的に進めるなど、計画的な人材育成に努める。</p> <p>8 再任用職員については、短時間勤務にもできる限り対応するなど、積極的な任用につなげるとともに、経験や能力に応じて、適正かつ効果的な配置に努める。</p> <p>9 組織の活性化や人材育成促進の観点から、同一校でおおむね5年以上勤務している教職員は、異動を検討する対象とする。同一校で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。</p> <p>10 市町村（学校組合）立学校の県費負担教職員にあっては、市町村（学校組合）教育委員会の理解と協力を得て、広域的に適材を適所に配置するよう努める。 市町村の意向を踏まえた柔軟な教職員定数の活用に留意しつつ、同一市町村内で長期間勤務している教職員は、原則として異動の対象とする。</p> <p>11 全県的な教育水準の向上や学校の活性化を図るために、教職員のキャリア形成を勘案しながら、大学院及び県外の学校への派遣、広域人事異動、校種間の人事交流、県教育委員会事務局や知事部局との人事交流を進める。 割愛となる人事交流の場合には、書面によって勤務条件等を示しながら、本人の意思確認を行う。</p>

※ 旧の太字は、R3 から R4 への変更点